

も、これは前回の国勢調査の人数であって今回の国勢調査は来年に
わかると聞いておりますけれども、ソレにしてもこのように就職され
また駐留軍関係の離職者対策に対してもやはり適切に、そこに働く
人のための訓練所も非常にそういう、今市長の答弁では数が少な
いのではないかと、また他市町村でやっております例をあげられて数
が少ないとソレれておりますが、やはりこの高度化した社会において
規模は小さくともそういった一つの姿勢をもって行なってもらいたいこ
とを要望するものであります。

また私道に対してはソレにしてもただいま市長から答弁されました
ように、委員会等の話しもあり、そのつど進めて参りたいというよう
な答弁でありましたけれども、この点だけでも一つ絶大なるご協力をお
願いしたいと思います。

最後にこの病院の問題に対してまた緊急性の患者に対して説明
があったわけですから、これはどうも納得済みで、どうか、
の緊急病院の設置に対してまた福生病院、大聖病院に対しては
市長からこうした患者に対しまして緊急性をおいた事故者に対して

は強くその点を要望して、円滑な入院としてまた市民が安心でき
得るような要望を市長にお願いいたしました。私の質問を終りま
す。

○議長（石川信義君） ミニで十一時五分まで休憩させていただきます。

午後十時 五十分 休憩

午後十一時 五分 開議

○議長（石川信義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三番松本平九郎君

一三番松本平九郎君登壇

○三番（松本平九郎君） 貴重なお時間を拝借しまして一般質問というより
むしろ市長のご協力方になるかと思っております。

いよいよ一九七〇年も終ろうとしております。新しく一九七一年
を迎える私たちは、福生市でソレも一番問題となり、市民がソレも
こうむってソレとミウの横田基地の爆音の問題、この問題は去年は
非常に市長の努力によって三日間の飛行停止で爆音がなく市民も

非常に喜んでおりました。これをまた市長の努力、協力によりまして本年ももう一度お願いしてもらいたい。そして静かに私たちが日本人としては最も大切な正月三日と一九七一年のよき日を迎えるため、福生市民が一九七〇年の市に昇格し、またあらゆる方面で発展した福生市が七二年も一層発展することと私は希望するものでございます。その三万八千というこの代表であるまた責任者である市長に是非ともその点をお願いしましてどうかご努力のほどをお願いしたい。私はこう考えますので一般傾向というよりもむしろ市長のご協力方をお願いする考えでございます。

市長の考え方をお願いしまして私の一般傾向を終わります。

議長（石川信義君） 市長石川常太郎君

（市長石川常太郎君登壇）

市長（石川常太郎君） お答えを申しあげます。

大変に当を得たご要望をちょうだいしたわけでございます。昨年、私も松本議員さんのご要望をいただきまして基地に申しあげたわけでございます。大変喜ばべき結果があらためてござりますが、本年

も市民のために強くその点を申しあげたいと思っております。おそらく昨年も好結果でござりましたので司令官といたしましても納得してくださることと信じております。また強く要望したいと思っております。

議長（石川信義君） 三十一番松本平九郎君

三十一番（松本平九郎君） 大変力強い市長の答弁がござりましたので私も市民の一人として非常に喜んでおります。是非とも市長のご協力方をお願いいたしまして一般傾向を終わります。

議長（石川信義君） 以上で一般傾向を終わります。

議長（石川信義君） 日程第四議案オ七十六号福生市長選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。選挙管理委員会事務局長乙津宗吉君

（選挙管理委員会事務局長乙津宗吉君登壇）

選挙管理委員会事務局長乙津宗吉君（ご指名によりまして議案オ七十六号福生市長選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条

例について説明申します。

奉年四月に行なわれます選挙を機会に市議会議員選挙において
も市長選挙同様選挙公報を発行しようとするものでございます。

この公報につきましては公職選挙法百七十二条の二の規定によりまして有権者に対しして広く候補者の政見を周知させるために発行したいというものでございます。

条例の内容といたしましては、題名を「福生市議会議員および市長の選挙公報発行に関する条例」と改めまして、内容は第一条中に福生市議会議員を加えるものでございます。

というものでござります。

というものでござります。

条例の内容といたしましては、題名を「福生市議会議員および市長の選挙公報発行に関する条例」と改めまして、内容は第一条中に福生市議会議員を加えるものでございます。

生内議令議員を加えるものでシヤ、いゝます。

生内議令議員を加えるものでシヤ、いゝます。

以上簡単でござります。が議案の説明を終らせていただきます。何とぞご審議のうえご可決あらんことをお願いいたします。

何とぞご審議のうえへ可来あらんことをお願いいたします。

議長（石川信義君）以上を提案理由の説明は終りました。

これより本票に対する傾疑を行ないます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(石川信義君) 以上で質疑は終了です。

○議長(石川信義君) 十一番杉本皆雄君

○十一番（杉本皆雄君）
この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっており、議案第七十六号については、委員付託および討論を省略し、ただちに採決されることを望みます。

す

す

す

「賛成」と呼ぶ者あり

議長（石川信義君）おはかりいたします。
ただいま杉本皆雄君が

ら所定の賛成者を得て本案は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決したい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することには異議ございませんか、

り決することゝ異議なくしよんか、

り決することゝ要議ツギソ妻人か

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長（石川信義君）　「異議なし」と認めます。　よって本案は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

付託および討論を省略し、
ただちに採決することになりました。

議長(石川信義君)　上より議案才七十六号「福生市長選挙公報の発行に關する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

に關する條例の一部を改正する條例を採決したしき

本案は原案とおり決するに異議ありませんか、

「異議なし」と呼ぶ者あり。

議長（石川信義君）　「異議なし」と認めます。
 久号は原案とおり可決いたしました。
 よって議案オ七ナ

議長（石川信義君） 次に日程第五および日程第六は関係がありますので一括して議題といたします。

曰程才五議案才七十七号福生市の一般職員の給与に關する条例の
一部を改正する条例

日程第六議案第七十八号 福生市公営企業職員の給与^{の種類および}使用^{の範囲}等^のより
基準に関する条例の一部を改正する条例

以上二件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、本果について提案理由の説明を求めます。 企更

企更調査室長大野忠一君登壇

企更調査室長へ大野忠一君へ 議案ヤ七十七号福生市の一般職員の給与に關する条例の一部を改正する条例につきまして内容を説明を申しあげます！

福生町議会

提案理由にもありますように国家公務員の給与改正の法律が今国会に提案されております。その内容は、去る八月十四日に人事院は民間事業所との差が一、二、三%給与に差があるというような理由で勧告がされております。それから東京都におきましては都の人事院会から十月二十七日に事業所との差が一、二、三%あるというようなことで、知事ならびに都議会に勧告がなされております。

これによりまして都下の市町村に對しまして行政部から勸告の内容の説明がなれまして、大体それに準じて措置するように指導がなされて、それによりましてこの条例を改正しようとするものでございます。

改正の内容は、オ一條およびオ四條中「調整手当」の下に「住居手当」を加えるとありますが、オ一條におきましては給料それから支給できる手当等の種類を規定しております。それで新しく住居手当を加えようとするものでござります。それからオ十條の二の次に次の一條を加える。——これは新しく住居手当を支給するためにつくる条項でござります。住居手当はその月額を千円とする。

というようなことで、この4円の支給対象それから支給の範囲等は規則によって定めようとするものでござります。これは現在都の方針といたしましては独立の生計を営んでゐる職員を対象に月額4円を支給しようという内容のものでござります。それから別表一と二の給料表を改正しようというものでござります。附則の二項でござりますが、これは昭和四十五年五月一日というのは国家公務員にならうて五月一日から実施しようということ、当市もそのいにならうて五月一日から適用しようとするものでござります。それから附則の二は五月一日以降において就職した職員、それから号級の改められた昇格等とした職員に対してもこの表によつて切り替へるというような規定でござります。それから附則の三項はそのまま支払われてゐる給料、またそれにもなう諸手当につきましては内払いであるという、したがつてこの条例が議決された後においてはその差額を精算するようになると思ひます。そのほか細かい事項につきましては規則でうたつております。

給料表の改正でござりますが、別表一は行政職給支表その一でござい



ます。これは東京都が勧告された都の別表行政職一の三号から六号までを取つてござります。今までも全部そういうことでのりかえをいたしておりましたので今回も東京都の表をそのまま採用いたしたわけにござります。これの一等級が平均の10.1%、二等級が10.8%、三等級が11.3%、四等級が11.9%の平均アップとなつております。別表その一の全体の率は10.9%でござります。その二の表でござりますが、一等級が13.5%、二等級が15%、三等級が16.8%の改正となっております。平均の15%でござります。それからこの二の表につきましては当初全然別な表を採用しておつたわけにござりますが、過去三年間にわたつて大体都の表にあわせるようにいたしております。まだ多少あわないところもござりますがほとんど都の表と同じような考え方で改正をいたしております。したがつて一表よりもアップ率が非常に高いというのは東京都の表よりも市の表の方が下回つておりましたのでそれを逐次合わせて参つておりますので一表よりもアップ率が多少大きくなつてゐるわけにござります。

続きまして議案第七十八号、福生市公営企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

公営企業法による企業は当市においては水道関係でございますが、これについても一般職員とまったく同じ扱いをいたしておりますしやはり同じ方法で住居手当を新設すること、それから給与表の改正につきましては水道課企業職員の給与に関する規定がございますのでやはり同じ規定を制定したい考えでございます。なお勧告の関係でございますが、国においては調整手当、都市手当ともっておりますが、これが現在六%を支給されておるわけでございますが、これを本俸の六%から八%にする勧告がされております。東京都においては都の人事院勧告ではこの手当の勧告がなされておりませんが、しかし現在都において検討はされております。今後東京都においてもこの調整手当が国と同じような扱いをするということになりますと市においても今後こうした関係条例の改正をお願いするようになるかと思っておりますので、この際国と都の違いだけを

を一応申しあげておきたいと思っております。

大変簡単でございますが以上のような状況でございます。何とぞ慎重な審議をいただきましてご決定くださるようお願い申しあげ、説明を終らせていただきます。

議長（石川信義君）以上で提案理由の説明は終わりました。

このより本案に対する質疑も行ないます。

議長（石川信義君）十九番塩野鉄之助君

十九番（塩野鉄之助君）この行政職員給与表ですが、この改正によって今回福生が市となったということと類似市町村に対し、特に市に対してある程度の差があるのかどうか、このように改正することについて二表においても一五%上げたということでございますが、他の市と類似の市と同じような給料表であるかということと説明願いたいと思っております。

議長（石川信義君）企業調査室長大野忠一君

企業調査室長大野忠一君）お答え申し上げます。

市ならぬ町村でございますが、三多市の市町村はほとんどのところは東京都の表を採用しております。十七市においても約半分はこの

表の取り扱いか、私どもは東京都の一般職三、四、五、六を採用しておられるけれども、他の市におきましては二、三、四、五、六というような取り方をしているところもございます。また単独の表を作っているところも二、三の市でございましてこの表自体は全然変わっておりません。ただ二表については全部東京都が決定されてから市の条例改正をしておるところと、それからまた町村においては三表は国のものを手なおして使っているところと、まちまちでござります。私どもの二表についてはほとんど市の市は大体この数字と違っておりません。ただ初任給のとり方が四等級の三と初任給とするか四にするか五にするかということと違っておりまして、表自体の数字は全然変わったところはござりません。

議長（石川信義君） 十九番塩野鉄之助君

十九番（塩野鉄之助君） これは市長にお尋ねしたいんですけれども、そういうような関係で各市とも最終的には非常に内容について差があると思ひますが、福生市におきまして今後市になったことについて、例えはこの表から一号俸アップするということをお考えがあるかということをお伺いしたい。

議長（石川信義君） 市長石川常太郎君

市長（石川常太郎君） 後刻の予算説明の際にお願いしようと思っております。ましたのですか、是非とも一号アップを十月一日からさせていたいただきたいと考えております。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

議長（石川信義君） 十二番杉本皆雄君

十二番（杉本皆雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっておりまして議案百七十七号、七十八号については委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） おはかりいたします。ただいま杉本皆雄君か

ら所定の賛成者を得て、本案は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されたい旨の動議が提案されましたが、本動議のとおり決するに異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

議長（石川信義君）「異議なし」と認めます。よって本案は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

議長（石川信義君）「これより議案オ七十七号福生市の一般職員の給与に關する条例の一部を改正する条例および議案オ七十八号福生市公営企業職員の給与の種類および基準に關する条例の一部を改正する条例の二案を一括して採決いたします。」

本案はいずれも原案どおり決するに「異議ござりませんか。」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

議長（石川信義君）「異議なし」と認めます。よって議案オ七十七号同七十八号についてはいずれも原案どおり可決いたしました。

議長（石川信義君）次に日程オ七議案オ七十九号非常勤の職員の公務災害補償に關する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。企

調査室長大野忠一君

福生町議会

（企調査室長大野忠一君登壇）

企調査室長大野忠一君「議案オ七十九号非常勤の職員の公務災害補償に關する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。」

常勤の職員に對しましては、公務員災害補償法に基いて地方公務員災害補償基金が設けられておりますが、これによつてその事故の場合の処理はされております。非常勤の職員とは教育委員さん、農業委員さん、選挙管理委員さん、行政委員さん等市から任命されてその非常勤の職員さんに対する公務のため災害を受けた場合は、この条例によつて補償をするというような規定が昭和四十三年三月に設けられたわけでございます。この中で本年五月二十三日に法律オ八十七号で一部改正がございました。そこで法律の施行日を政令で定めるといふふうになつておりますが、十月三十日の施行日が十一月一日というような政令が出ましたのでこの条例を改正しようとするものでございます。

条例の内容はオ十一條オ一項中「者を含む。」を「者を含む。オ三項に於いて同じ。」これは字句の整理でございます。それからオ十一條の三項は遺族年金の規定でございます。この三項を全面的に改正しよ

うとするものでござります。今までの規定では遺族の人数が一人
ますことに何割というような規定でありましたが、今回は一人、二人、
三人、四人、五人以上というような数字になっております。そこでこ
れをあとと比較いたしますと一人の場合は百分の三十とありますが、「五
十才以上の妻又は……」とありますが、この数字は変わっておりません。
その次に百分の四十とありますがこれは現在百分の三十でござります。
それから最後の百分の三十五とありますが現在百分の三十ですから五
%上がるということになります。それから二人の場合は百分の四十
五、現在三十五で百分の十増額、三人の場合は現在百分の四十、これが
百分の五十となりますのでやはり百分の十上ることです。四
人の場合は百分の五十五が現在は百分の四十五、それから五人以上が百分
の六十が百分の五十ですからやはり百分の十上るわけでございます。
こうソつた増額をしたいという内容でございます。

附則のオ三条一項中「五年以内」を「十年以内」に改めるとありますが、こ
れは施行された四十二年十二月一日からこの条例の適用になっておりますが、
五年以内にさういった災害を受けた場合はその遺族の方は一時金の請

求ができるという規定でございますが、これが延びまして四十二年十二月
一日から十年以内にさういった場合は遺族の方は一時金の請求ができる
というように改めようとするものでござります。

それから別表は障害補償年金の倍数の改正でございますが、二百
八十とありますものが現在三百四十、それから二百四十八が三百十三、二百
十九が百八十八、百九十九が百六十四、百六十五が百四十二、百四十が百二
十、百十七が百、これはそれぞれ基礎額からの倍数でございます。ソま
までは二百四十日分
でした。が今回は二百八十日分にしようとする内容のものでござります。
す。

附則では適用日でございますが、これは印刷を当初に誤りまし
て誠に申し訳れでございます。法律で四十五年十一月からと
なっておりますのでこの条例も十一月一日から適用しようとするもの
でございます。

大変簡単でございますが、よろしく審議をいただきまして決
定いただきませうようお願い申しあげまして説明を終らせてい

ただきます。

議長（石川信義君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）以上で質疑を終ります。

議長（石川信義君）十一番杉本皆雄君

十一番（杉本皆雄君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案オ七十九号については委員
会付託および討論を省略し、ただちに採決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）おはかりいたします。ただいま杉本皆雄君が

ら所定の賛成者を得て、本案は委員会付託および討論を省略
し、ただちに採決される旨の動議が提出されましたが、本動議の
とおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）ご異議なしと認めます。よって本案は委員会

付託および討論を省略し、ただちに採決することと決定いたしました。

議長（石川信義君）これより議案オ七十九号非常勤の職員のお務災害
補償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案とあり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）ご異議なしと認めます。よって議案オ七十九号
は原案とあり可決いたしました。

議長（石川信義君）次に日程オ七議案オ八十号福生市中小企業振興資
金融資条例を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。経済
課長中村浩君

（経済課長中村浩君登壇）

。経済課長（中村浩君）ご指名によりまして議案オ八十号福生市中小企業
振興資金融資条例の提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、当市におきます商工振興行政の一環として今回新たに設け